

公費の予算流用を行いました！

年度当初計画し順次執行している公費予算ですが、年度途中で多くの変更が生じます。（急に物品が必要になった、物品が破損した等）新潟市では、配当予算の有効活用ができるよう原則年1回予算の流用が認められています。先日、財務（選定）委員会を開催し、承認されました。引き続き執行状況をHPの「事務からのお知らせ」に掲載しますので、ご確認ください。

流用とは??



公費予算は○節・□細節・細々節に分かれており、配当予算は下記のとおりです。

○需要費

□消耗品費、燃料費、印刷製本費、物品修繕料、施設修繕料、食糧費

○役務費

□郵便料、電話料、その他役務費

○使用料及び賃借料

□緊急用タクシー借上料、その他借上料

○備品購入費

□教材備品購入費、一般備品購入費



流用とは、細節→細節（不足している⇔余っている）へ予算の組替を行うものです。

たとえば、急に物品が破損し、修理費が3,000円足りない場合に、消耗品費から不足額3,000円を物品修繕料へ組替えます。

各教室に加湿器を設置します！

上記、通常予算とは別に今年度は、以前お知らせしました感染症対策に係る予算も配当されております。冬は教室が乾燥し、コロナウイルスやインフルエンザが流行る危険性があります。加湿器を使用することで、ウイルスの飛散を抑え、感染防止を行うことができ、快適な湿度管理が行えます。生徒の皆さんがより授業を受けやすくなるように環境整備を進めていきます！できる限り早く納品できるよう処理を進めていますので、お楽しみに！！

適応床面積が42畳以上かつ最大加湿量が1500
ml以上の強力な加湿器を入れますよ！！

**感染予防対策
実施中**

就学援助制度の再周知です。

新潟市教育委員会より就学援助制度再周知チラシの配付について依頼がありました。11月9日までに全生徒に配付されます。本年度よりチラシの内容を一新し、制度の詳しい内容については学校より配付される「就学援助制度のお知らせ」で確認してもらっています。チラシが届き次第配付いたしますので、ご覧ください。

申請を忘れていませんか？「就学援助制度」

就学援助制度とは、小中学校の子どもがいる家庭で一定の所得条件に該当する場合、学用品費や学校給食費などの一部を助成する制度です。

年度途中でも申請することができます。

まだ、申請されていない保護者の方は、お子様が通われている学校、または教育委員会学務課までお問合せください。

制度の詳細については、新潟市のホームページか4月に配付しました制度チラシをご覧ください。

http://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/school_jyosei/school_jyosei1

